登録ボイラー実技講習機関の登録事項変更に係る公示について

下記の機関について、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第77条第3項 において準用する労働安全衛生法第47条の2の規定による労働安全衛生法第46条 第4項第2号の事項の変更の届出があったので、労働安全衛生法及びこれに基づく 命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和47年9月30日 労働省令第44号) 第19条の24の46の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称

一般社団法人 日本ボイラ協会岐阜支部

及び代表者職氏名

会長 刑部 真弘

所在地

岐阜県岐阜市入舟町3丁目10番地

変更事項

変更前 (代表者の氏名)

刑部 真弘

変更後(代表者の氏名) 辻 裕一

変更年月日

令和6年6月20日

令和6年6月4日

岐阜労働局

